

第 9 期 小清水町分別収集計画

令和元年 10 月 11 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難な状況の中、本町の第二期最終処分場は、平成 17 年度の供用開始から、令和元年度までの 15 年間使用する計画で造られたものであるが、この間、町民に対しごみの分別を奨励し、ごみの搬出量の削減を図ってきたことから、現処分場の埋立延長が図られる見通しとなったところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進によって、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により容器包装廃棄物の 3R を推進し、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用による、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物のリサイクルを基本とした地域社会の形成を図る。
- ・ 町民の分別収集への理解と協力をいただき、環境負荷の低減と最終処分場の延命化を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。

<p>リデュース[Reduce] 発生抑制：ごみも資源も、もともと減らす</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイバックを持つ。・ 過剰包装は断る。・ 簡易包装商品を選ぶ。 <p>リユース[Reuse] 再使用：くりかえし使う</p> <ul style="list-style-type: none">・ まだ使える物はごみにしないで、何回も使う。 <p>リサイクル[Recycle] 再生利用：資源として再び利用する</p> <ul style="list-style-type: none">・ ごみは分別して、リサイクルする。
--

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	149.24t	146.58t	143.98t	141.42t	138.90t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大による最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等の影響について情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。
- ・当町廃棄物減量等推進審議会において、一般ごみの減量化についての方策を協議、検討するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する。
- ・各種団体が実施している、空き缶、新聞等のリサイクル品の集団回収に対する支援を今後も引き続き行う。
- ・過剰包装の抑制や買い物袋の持参を推進する。
- ・リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町の指定選別・保管施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製 茶色のガラス製容器 の容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡トレイ（発泡スチロール製の食品トレイ及び緩衝材）
	ペットボトル及び発泡トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	4.23		4.15		4.08		4.01		3.94	
主としてアルミ製の容器	5.43		5.33		5.24		5.15		5.06	
無色のガラス製容器	(合計) 14.47		(合計) 14.21		(合計) 13.96		(合計) 13.71		(合計) 13.47	
	(引渡)量 14.47	(独自処理)量	(引渡)量 14.21	(独自処理)量	(引渡)量 13.96	(独自処理)量	(引渡)量 13.71	(独自処理)量	(引渡)量 13.47	(独自処理)量
茶色ガラス製容器	(合計) 13.99		(合計) 13.74		(合計) 13.50		(合計) 13.26		(合計) 13.02	
	(引渡)量 13.99	(独自処理)量	(引渡)量 13.74	(独自処理)量	(引渡)量 13.50	(独自処理)量	(引渡)量 13.26	(独自処理)量	(引渡)量 13.02	(独自処理)量
その他のガラス製容器	(合計) 8.68		(合計) 8.53		(合計) 8.38		(合計) 8.23		(合計) 8.08	
	(引渡)量 8.68	(独自処理)量	(引渡)量 8.53	(独自処理)量	(引渡)量 8.38	(独自処理)量	(引渡)量 8.23	(独自処理)量	(引渡)量 8.08	(独自処理)量
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	(合計) 0.54		(合計) 0.53		(合計) 0.52		(合計) 0.51		(合計) 0.50	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
主として段ボール製の容器	21.60		21.22		20.84		20.47		20.11	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 11.66		(合計) 11.45		(合計) 11.25		(合計) 11.05		(合計) 10.85	
	(引渡)量 11.66	(独自処理)量	(引渡)量 11.45	(独自処理)量	(引渡)量 11.25	(独自処理)量	(引渡)量 11.05	(独自処理)量	(引渡)量 10.85	(独自処理)量
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 14.03		(合計) 13.78		(合計) 13.54		(合計) 13.30		(合計) 13.06	
	(引渡)量 14.03	(独自処理)量	(引渡)量 13.78	(独自処理)量	(引渡)量 13.54	(独自処理)量	(引渡)量 13.30	(独自処理)量	(引渡)量 13.06	(独自処理)量
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 33.02		(合計) 32.43		(合計) 31.85		(合計) 31.28		(合計) 30.72	
	(引渡)量 31.89	(独自処理)量 1.13	(引渡)量 31.32	(独自処理)量 1.11	(引渡)量 30.76	(独自処理)量 1.09	(引渡)量 30.21	(独自処理)量 1.07	(引渡)量 29.67	(独自処理)量 1.05
うち白色トレイ	(合計) 1.13		(合計) 1.11		(合計) 1.09		(合計) 1.07		(合計) 1.05	
	(引渡)量 1.13	(独自処理)量	(引渡)量 1.11	(独自処理)量	(引渡)量 1.09	(独自処理)量	(引渡)量 1.07	(独自処理)量	(引渡)量 1.05	(独自処理)量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、過去3年間の対前年人口増減率の平均を勘案して次のとおり設定した。

人口変動率	98.22%
-------	--------

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,757人	4,672人	4,588人	4,506人	4,425人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現行の容器包装廃棄物の収集運搬は民間業者に委託しており、今後も現行の収集方法により分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（法第8条第2項第6号）

現行の容器包装廃棄物の選別、圧縮及び保管等は、民間業者に委託しており、平成28年度に整備したリサイクルセンターを中心に分別収集を実施することとする。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

・町民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を毎年開催し、町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくこととする。

・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画の見直しの際に、その記録を基に事後評価を行うこととする。